

ご提出頂きたい書類一覧表（一部はお申込時まで）

ご提出いただけるものから順次頂戴できればと思います。ご提出いただく書類は、必ずしも機構が定めた様式である必要はありません。既にお手元にある書類でも代用可能なものがあります。また、現在、船舶共有建造制度をご利用いただいている場合は、一部書類を省略することができます。いずれについても、お気軽にご相談ください。

書 類 名	チェック	備考
1. 建造船舶関係資料	□	(注) 1
2. 共有旅客船の建造要件	□	/
3. 建造旅客船概要・就航航路概要	□	(注) 5
4. 事業の損益実績及び見込 (1) 新造船投入航路の損益実績	□	(注) 5
(2) 新造船投入航路の損益見込	□	/
(3) 新造船投入航路の損益計算基礎	□	/
5. 事業の損益実績及び見込 (新造船の航路以外) (1) 新造船投入航路以外の損益実績	□	/
(2) 新造船投入航路以外の損益見込	□	/
(3) 新造船投入航路以外の損益計算基礎	□	/
6. 企業全体の損益見込 (直近決算期からご希望共有期間終了までの見込み)	□	(注) 5
7. 申込者の事業概要	□	/
8. 使用船舶表	□	/
9. 資金別借入返済実績明細表 (返済予定表など各種借入条件等が分かるもの)	□	/
10. 最近4か年間の決算報告書等 <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書の写 (別表16-2までの明細書を含む) ・貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書 ・製造原価明細、一般管理費明細 ・勘定科目別内訳明細書 ※関係会社がある場合は、関係会社を含む	□	(注) 2
11. 現在事項全部証明書 (ご相談時より3か月以内で、可能な限り最新のもの。)	□	/
12. 造船所選定理由書	□	/
13. 共有旅客船建造計画書 (要目表 (1) (2) および該当する別表)	□	/
14. 共有旅客船の使用料支払いに係る特別契約締結に関する申請書	□	(注) 3
15. 支援確約書 (離島航路に就航する船舶を建造する場合)	□	(注) 4
16. 航路改善協議会資料 (離島補助航路事業者の場合)	□	(注) 5
17. 補助金交付申請資料 (補助金交付申請資料 (様式第2-4、2-9) 及び「航路改善協議会」新船シミュレーション (収支試算))	□	/

- (注) 1. 申込者が貸渡を行う場合、上記のほかに用船者関係資料・用船保証書が必要です。詳しくは機構までお問合せください。
2. 既にご提出いただいている場合は不要です。
3. 離島補助航路事業者に限ります。
4. 離島航路に就航する船舶を建造する場合には、地方公共団体から共有期間中の支援確約書のご提出が必要です。
 なお、軽合金旅客船 (全没型の水中翼及びウォータージェット推進により船体が海面から完全に浮上した状態で高速航行が可能な船舶) を建造する場合には、地方公共団体による支援内容の詳細を確認いたします。
5. 「就航航路概要 (就航航路図を含む)」、「事業の損益実績及び見込 (1) 新造船投入航路の損益実績」、「企業全体の損益見込」については、航路改善協議会資料で代用可能です。
6. 船舶共有建造制度利用にあたり、別途「重要事項説明書」をご確認いただき、署名又は記名押印のうえご提出いただきます。

建造船舶関係資料

各欄に所要事項をご記入若しくは該当する項目をご選択ください。

工期予定								
契約	起工	進水	竣工	就航	契約予定造船所			
令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	建造予定造船所			
機構分担額の支払金額の希望								
契約	0.00%	起工	0.00%	進水	0.00%	竣工	0.00%	建造工事費(消費税込み)のうち、機構分担額において契約・起工・進水・竣工の各回における造船所への支払金額の希望をご記入ください。ただし、竣工時の支払割合は25%以上としてください。(注1)
	円		円		円		円	

建造資金				備考
船	建造工事請負費(税抜) ①		円	
	消費税 ②		円	
	建造工事請負費合計 ①+② ③		0円	
	事業者の負担に係る艀装品及び搭載需品(税込額) ④		円	船体と一体の設備は除きます。①に含めてください。
価	事業者の乗出費用(税込額) ⑤		円	
	合計 ③+④+⑤ ⑥		0円	別途、機構の乗出費用として建造利息が発生します(竣工時一括払を除く)
	建造工事請負費(税抜) ① × () % ⑦		0円	「共有旅客船の建造要件」に該当する分担割合を限度として、分担割合をご記入ください。
	消費税 ② × () % ⑧		0円	機構分担額に建造工事請負費の消費税分を含める場合は()欄に⑦と同値を、含めない場合は「0%」とご記入ください。
機構分担予定	機構分担対象に希望する事業者の負担に係る艀装品及び搭載需品・事業者の乗出費用(税込額) ⑨		円	③の3%を限度としてご記入ください。
	⑨ × () % ⑩		0円	
	合計 ⑦+⑧+⑩ ⑪		0円	(注2)

希望共有期間	年	か月	据置期間(11か月以内)	か月	(共有期間の延長、短縮、据置をご希望の場合にはその理由)
金利体系	<input type="checkbox"/> 固定型 <input type="checkbox"/> 見直し型 <input type="checkbox"/> 固定型と見直し型の併用 (※上記⑩機構分担額を100とした場合の固定型、見直し型の割合・分担額をご記入ください)				

ご希望するものをご選択ください	・固定型を適用する割合(10%刻み) % ・見直し型を適用する割合(10%刻み) % ・固定型と見直し型の割合合計 0%	・固定型を適用する分担額 円 ・見直し型を適用する分担額 円 ・固定型と見直し型の分担額合計 0円
-----------------	--	---

自己分担額の資金調達計画	自己分担額 ⑫	0円	三者以上共有の場合には、持分割合をご記入ください、(例 A社:7 B社:3)			
	(⑥-⑪)		事業者名	持分割合	事業者名	持分割合
	調達先(注3)	調達額	返済期間	うち据置	年利	固定/変動の別
		円	年	月	%	固定(年)・変動
		円	年	月	%	固定(年)・変動
		円	年	月	%	固定(年)・変動
	計 ⑫	0円				

- (注) 1. 「特定船舶導入計画の認定を受けた船舶」の上乗せ要件にて機構分担割合の上限加算を希望する場合、加算分の機構分担額については竣工時に支払います。進水時までの支払いは、加算前の機構分担割合のうち、75%までとしてください。
2. 機構分担額⑩を手入力する場合、千円未満を切り捨てた金額にてご記入ください。
3. 補助金等は、調達先欄に「〇〇補助金」と具体的にご記入ください。

共有旅客船の建造要件

該当する船舶の建造要件と機構分担割合をご確認の上、該当する項目をご選択ください。

政策要件			機構分担割合 (上限) (注) 1	該当項目 を選択	提出資料 (注) 2
内航海運のグリーン化に資する船舶	二酸化炭素低減化船	一般二酸化炭素低減化船 (二酸化炭素10%以上低減化船)	80% (70%)		要目表 (1) (2)
		高度二酸化炭素低減化船 (二酸化炭素12%以上低減化船)	80%		
		先進二酸化炭素低減化船 (二酸化炭素18%以上低減化船)	80%		別表1
	環境負荷低減、 物流効率化等に資する 新技術を採用した船舶	スーパーエコシップ (SES)	80%		別表2
		LNG燃料船	80%		別表3
物流効率化に資する船舶	モーダルシフト船	モーダルシフト船	80% (70%)		/
		高度モーダルシフト船	80% (70%)		別表4
地域振興に資する船舶	離島航路の整備に資する船舶		90%		/
	離島航路に準じる 生活航路に就航する船舶 (バリアフリー化が要件)	高度バリアフリー化船	80%		別表5
		高度バリアフリー化船以外	80% (70%)		別表6 (注) 3
	国内クルーズ船		80%		別表7

上乗せ要件 (注) 4			機構分担割合 (上限) (注) 1	該当項目 を選択	提出資料 (注) 2
船員雇用対策に資する船舶	35歳未満の若年船員を計画的に雇用する事業者の船舶		他の政策要件に 準ずる		別表8
	35歳未満の女性船員等 (退職自衛官、女性及び船員教育機関 卒業者以外の者) を計画的に雇用する事業者の船舶				
	労働環境改善船		他の政策要件に 準ずる		別表9
	労働環境改善船 (荷役・船員作業負担軽減等設備を含む)				
特定船舶導入計画の認定を受けた船舶			他の政策要件に +10% (注) 5		別表10

- (注) 1. 分担割合の () 書きは、中小企業者以外が建造する場合の機構分担割合を指します。ただし、中小企業者とは資本金3億円以下又は従業員300人以下の事業者を指します。
2. 別紙の「共有旅客船建造計画書」のうち、要目表(1)(2)は必ずご提出ください。また、別表1～10については上記の該当項目と関連するものをご提出ください。
3. 建造予定船舶が5G/T以上の場合、提出不要です。
4. 上乗せ要件のみでの建造はできませんので、政策要件と併せて申込みください。
5. 離島航路の整備に資する船舶に該当する場合は、+5%が上限となります。

建造旅客船概要

各欄に所要事項をご記入若しくは該当する項目をご選択ください。

1. 最大搭載人員	旅 客				乗 組 員 数	
	寝 台	座 席	椅 子 席	立 席	合 計	
	人	人	人	人	人 (うち特 人)	
2. 貨物等積載量	貨 物		ト ラ ッ ク		乗 用 車	バ ス
	トン		(m車) 台		台	台
3. 希望する特殊設備 (<input type="checkbox"/> を 選 択)	<input type="checkbox"/> フィンスタビライザー	<input type="checkbox"/> バウスラスター	<input type="checkbox"/> 可変ピッチプロペラ	<input type="checkbox"/> ジョイスティックコントロール		
	<input type="checkbox"/> エンジンモニター	<input type="checkbox"/> セントラルウォータークーリングシステム		<input type="checkbox"/> バラスト遠隔制御装置		
	<input type="checkbox"/> 軸発電装置	<input type="checkbox"/> 自動電源装置	<input type="checkbox"/> フラップ付ラダー	<input type="checkbox"/> エスカレーター	<input type="checkbox"/> エレベーター	
4. 航行上の制限	・長さ		・巾		・吃水	
5. 類似船	船 名		事 業 者 名		総 ト ン 数	
					トン	
					長さ 垂線間長 m	
					巾 m	
	深 さ	吃 水	航 海 速 力	主 機 関		旅 客 定 員
	m	m	ノット	kW × 基 (P S)		人

(注) 機構共有船の場合は船名、事業者名、竣工年のみの記入で差支えありません。

就航航路概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（離島航路構造改革補助）の事前協議資料又は交付申請書の提出がある場合、省略することが可能です（単一航路のみ）。

航路名及び航行距離	航 路 番 号		航 路 許 可 取 得 年 月 日	
	航 路 名		航 行 距 離	
	～		k m	
(1) 建造を必要とする理由をご記入ください（本航路の果たしている役割及びこれからの展望等）。				
(2) 競合関係にある航路事業者名をご記入ください。				
区分	現 行		新 造 船 就 航 後	
運航回数	1 日 航海		1 日 航海	
所要時間	片道 時間 分		片道 時間 分	
使用船名 (予備船含む)				

(注) 申込予定の船舶が新設航路を就航する場合、就航航路図を別途ご提出ください（既存航路の船舶を建造する場合は不要です）。

事業の損益実績及び見込

(1) 新造船投入航路の損益実績 航路 () (単位：千円)

収益・費用の別		会計期間	最近3年間の実績			備考
			自令和4年10月 至令和5年9月	自令和5年10月 至令和6年9月	自令和6年10月 至令和7年9月	
収入	営業収入	運航収入	(1) 旅客運賃			
			(2) 自動車航送運賃			
			(3) 手小荷物・貨物 ・郵便物運賃			
			(4) その他の運航収入			
			(5) 運航収入計 (1) ~ (4)	0	0	0
		(6) その他の営業収入				
		(7) 営業収入計 (5) + (6)	0	0	0	
	(8) 営業外収入					
	(9) 収入合計 (7) ~ (8)	0	0	0		
費用	営業費用	運航費	(10) 旅客費			
			(11) 自動車航送取扱費			
			(12) 手小荷物・貨物 ・郵便取扱費			
			(13) 燃料潤滑油費			
			(14) 港費			
			(15) 用船料			
			(16) その他の運航費			
		(17) 運航費計 (10) ~ (16)	0	0	0	
		船費	(18) 船員費			
			(19) 船舶備品消耗品費			
			(20) 船舶修繕費			
			(21) 船舶保険料			
			(22) 船舶固定資産税			
			(23) 船舶減価償却費			
			(24) その他の船費			
			(25) 船費計 (18) ~ (24)	0	0	0
		(26) 航路附属施設費				
	(27) 一般管理費					
	(28) その他の営業費用					
	(29) 営業費用計 (17) + (25) + (26) ~ (28)	0	0	0		
営業外費用	(30) 船舶設備資金金利					
	(31) その他の営業外費用					
	(32) 営業外費用計 (30) + (31)	0	0	0		
(33) 費用合計 (29) + (32)	0	0	0			
(34) 差引航路損益 (9) - (33)	0	0	0			
航路補助金	国庫補助金					
	都道府県補助金					
	その他市町村補助金					

(注) 1. この表は運輸局に提出する「航路損益計算書」に準拠し、貴社の会計期間に合わせてご記入ください。

2. 共有船舶に係る船舶減価償却費については、船価を全額貴社持分として減価償却をしてください。

(注) 補助金交付申請資料(様式第2-4及び2-9)の提出がある場合は省略できます。(単一航路のみ)

(2) 新造船投入航路の損益見込

航路 (~)

収益・費用の別		会計期間		希望共有期間までの見込 (注3)												
		今年度の見込		自令和7年10月	自令和8年10月	自令和9年10月	自令和10年10月	自令和11年10月	自令和12年10月	自令和13年10月	自令和14年10月	自令和15年10月	自令和16年10月	自令和17年10月	自令和18年10月	
		自令和7年10月	自令和8年10月	自令和9年10月	自令和10年10月	自令和11年10月	自令和12年10月	自令和13年10月	自令和14年10月	自令和15年10月	自令和16年10月	自令和17年10月	自令和18年10月	自令和19年9月		
収入	営業収入	(1) 旅客運賃														
		(2) 自動車航送運賃														
		(3) 手小荷物・貨物・郵便物運賃														
		(4) その他の運航収入														
		(5) 運航収入計 (1) ~ (4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		(6) その他の営業収入														
		(7) 営業収入計 (5) + (6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(8) 営業外収入															
	(9) 収入合計 (7) + (8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
費用	営業費用	(10) 旅客費														
		(11) 自動車航送取扱費														
		(12) 手小荷物・貨物・郵便取扱費														
		(13) 燃料潤滑油費														
		(14) 港費														
		(15) 用船料														
		(16) その他の運航費														
	(17) 運航費計 (10) ~ (16)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(18) 船員費															
	(19) 船舶備品消耗品費															
	(20) 船舶修繕費															
	(21) 船舶保険料															
	(22) 船舶固定資産税															
	(23) 船舶減価償却費															
	(24) その他の船費															
	(25) 船費計 (18) ~ (24)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(26) 航路附属施設費															
	(27) 一般管理費															
	(28) その他の営業費用															
	(29) 営業費用計 (17) + (25) + (26) + (28)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
営業外費用	(30) 船舶設備資金金利															
	(31) その他の営業外費用															
	(32) 営業外費用計 (30) + (31)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
(33) 費用合計 (29) + (32)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
(34) 差引航路損益 (9) - (33)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
航路補助金	国庫補助金															
	都道府県補助金															
	その他市町村補助金															

(注) 1 この表は運輸局に提出する「航路損益計算書」に準拠し、貴社の会計期間に合わせてご記入ください。

2 共有船舶に係る船舶減価償却費については、船価を全額貴社持分として減価償却をしてください。

3 「希望共有期間までの見込」欄は、離島航路に就航する船舶については3か年のみご記入ください。

4 上記ご記入いただいた内容の根拠等について、お問合せさせていただくことや追加資料のご提出をお願いすることがあります。

(3) 新造船投入航路の損益計算基礎

航路 (~)

区分	実績・見込の別	最近3か年の実績			今年度の見込									
		会計期間 自令和4年10月 至令和5年9月	自令和5年10月 至令和6年9月	自令和6年10月 至令和7年9月	自令和7年10月 至令和8年9月	自令和8年10月 至令和9年9月	自令和9年10月 至令和10年9月	自令和10年10月 至令和11年9月	自令和11年10月 至令和12年9月	自令和12年10月 至令和13年9月	自令和13年10月 至令和14年9月	自令和14年10月 至令和15年9月	自令和15年10月 至令和16年9月	
年間 運航 回数	計画													
	実績・実働見込													
欠 航 回 数	欠航回数													
	内訳	定検・中検 ・ 修繕												
		荒天・濃霧等 海難												
輸 送 実 績 (注1参照)	旅客輸送人員 (人)													
	トラック(台)													
	乗用車(台)													
	バス(台)													
	その他(台)													
	合計(台)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	貨物(トン)													
運賃 (単価)	旅客	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	自動車	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	貨物	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
燃料消費量(kL)														
期首在籍船員数(人)														
使用船期首簿価計(千円)														
使用船償却方法 (注2参照)	定額・定率	定額・定率	定額・定率	定額・定率	定額・定率	定額・定率	定額・定率	定額・定率	定額・定率	定額・定率	定額・定率	定額・定率	定額・定率	定額・定率
用船期間(日)														
特記事項 (需要の変動理由・ 新造船の投入・売船予定 等、収支に影響を及ぼす 事項をご記入ください。)														

(注) 1 「輸送実績」欄は、運輸局に提出する運航実績報告書の記入方法に準拠し、貴社の会計期間に合わせてご記入ください。

2 「使用船償却方法」欄は、定額・定率のいずれかを○で囲んでください。なお、使用船によって償却方法が異なる場合は、「備考」欄に船名、償却方法をご記入ください。

3 「希望共有期間までの見込」欄は、離島航路に就航する船舶については3か年のみご記入ください。

4 上記ご記入いただいた内容の根拠等について、お問合せさせていただくことや追加資料のご提出をお願いすることがあります。

事業の損益実績及び見込（新造船の航路以外）

(1) 新造船投入航路以外の損益実績 航路 () (単位：千円)

収益・費用の別		会計期間		最近3か年の実績			備考
				自令和4年10月 至令和5年9月	自令和5年10月 至令和6年9月	自令和6年10月 至令和7年9月	
収 入	営業 収入	運 航 収 入	(1) 旅客運賃				
			(2) 自動車航送運賃				
			(3) 手小荷物・貨物 ・郵便物運賃				
			(4) その他の運航収入				
			(5) 運航収入計(1)～(4)	0	0	0	
		(6) その他の営業収入					
		(7) 営業収入計(5)+(6)	0	0	0		
	(8) 営業外収入						
	(9) 収入合計(7)+(8)	0	0	0			
費 用	営 業 費 用	運 航 費	(10) 旅客費				
			(11) 自動車航送取扱費				
			(12) 手小荷物・貨物 ・郵便取扱費				
			(13) 燃料潤滑油費				
			(14) 港費				
			(15) 用船料				
			(16) その他の運航費				
		(17) 運航費計 (10)～(16)	0	0	0		
		船 費	(18) 船員費				
			(19) 船舶備品消耗品費				
	(20) 船舶修繕費						
	(21) 船舶保険料						
	(22) 船舶固定資産税						
	(23) 船舶減価償却費						
	(24) その他の船費						
	(25) 船費計 (18)～(24)	0	0	0			
	(26) 航路附属施設費						
(27) 一般管理費							
(28) その他の営業費用							
(29) 営業費用計 (17)+(25)+(26)～(28)	0	0	0				
営 業 外 費 用	(30) 船舶設備資金金利						
	(31) その他の営業外費用						
	(32) 営業外費用計(30)+(31)	0	0	0			
(33) 費用合計(29)+(32)	0	0	0				
(34) 差引航路損益(9)-(33)		0	0	0			
航 路 補 助 金	国庫補助金						
	都道府県補助金						
	その他市町村補助金						

(注) 1. この表は運輸局に提出する「航路損益計算書」に準拠し、貴社の会計期間に合わせてご記入ください。

2. 共有船舶に係る船舶減価償却費については、船価を全額貴社持分として減価償却をしてください。

(2) 新造船投入航路以外の損益見込 航路 (~)

収益・費用の別		会計期間	今年度の見込										希望共有期間まで			
			自令和7年10月 至令和8年9月	自令和8年10月 至令和9年9月	自令和9年10月 至令和10年9月	自令和10年10月 至令和11年9月	自令和11年10月 至令和12年9月	自令和12年10月 至令和13年9月	自令和13年10月 至令和14年9月	自令和14年10月 至令和15年9月	自令和15年10月 至令和16年9月	自令和16年10月 至令和17年9月	自令和17年10月 至令和18年9月			
収入	営業収入	(1) 旅客運賃														
		(2) 自動車航送運賃														
		(3) 手小荷物・貨物・郵便物運賃														
		(4) その他の運航収入														
		(5) 運航収入計(1)～(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(6) その他の営業収入															
	(7) 営業収入計(5)+(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(8) 営業外収入															
	(9) 収入合計(7)+(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
費用	営業費用	(10) 旅客費														
		(11) 自動車航送取扱費														
		(12) 手小荷物・貨物・郵便取扱費														
		(13) 燃料潤滑油費														
		(14) 港費														
		(15) 用船料														
		(16) その他の運航費														
	(17) 運航費計(10)～(16)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(18) 船員費															
	(19) 船舶備品消耗品費															
	(20) 船舶修繕費															
	(21) 船舶保険料															
	(22) 船舶固定資産税															
	(23) 船舶減価償却費															
	(24) その他の船費															
	(25) 船費計(18)～(24)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(26) 航路附属施設費															
(27) 一般管理費																
(28) その他の営業費用																
(29) 営業費用計(17)+(25)+(26)～(28)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
営業外費用	(30) 船舶設備資金金利															
	(31) その他の営業外費用															
	(32) 営業外費用計(30)+(31)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(33) 費用合計(29)+(32)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(34) 差引航路損益(9)-(33)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
航路補助金	国庫補助金															
	都道府県補助金															
	その他市町村補助金															

(注) 1 この表は運輸局に提出する「航路損益計算書」に準拠し、貴社の会計期間に合わせてご記入ください。
 2 共有船舶に係る船舶減価償却費については、船価を全額貴社持分として減価償却をしてください。
 3 「希望共有期間までの見込」欄は、離島航路に就航する船舶については3か年のみご記入ください。
 4 上記ご記入いただいた内容の根拠等について、お問合せさせていただくことや追加資料のご提出をお願いすることがあります。

(3) 新造船投入航路以外の損益計算基礎

航路 (~)

区分	実績・見込の別		最近3か年の実績			今年度の見込								
	会計期間		自令和4年10月 至令和5年9月	自令和5年10月 至令和6年9月	自令和6年10月 至令和7年9月	自令和7年10月 至令和8年9月	自令和8年10月 至令和9年9月	自令和9年10月 至令和10年9月	自令和10年10月 至令和11年9月	自令和11年10月 至令和12年9月	自令和12年10月 至令和13年9月	自令和13年10月 至令和14年9月	自令和14年10月 至令和15年9月	自令和15年10月 至令和16年9月
年間運航回数	計画													
欠航回数	実績・実働見込													
	欠航回数													
	内訳													
	定検・中検・修繕 荒天・濃霧等 海難													
輸送実績 (注1参照)	旅客輸送人員 (人員)													
	トラック(台)													
	乗用車(台)													
	バス(台)													
	その他(台)													
	合計(台)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	貨物(トン)													
運賃(単価)	旅客	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	自動車	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	貨物	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
燃料消費量(kL)														
期首在籍船員数(人)														
使用船期首簿価計(千円)														
使用船償却方法 (注2参照)	定額・定率	定額・定率	定額・定率	定額・定率	定額・定率	定額・定率	定額・定率	定額・定率	定額・定率	定額・定率	定額・定率	定額・定率	定額・定率	
用船期間(日)														
特記事項	(需要の変動理由・新造船の投入・売船予定等、取支に影響を及ぼす事項をご記入ください。)													

(注) 1 「輸送実績」欄は、運輸局に提出する運航実績報告書の記入方法に準拠し、貴社の会計期間に合わせてご記入ください。

2 「使用船償却方法」欄は、定額・定率のいずれかを○で囲んでください。なお、使用船によって償却方法が異なる場合は、「備考」欄に船名、償却方法をご記入ください。

3 「希望共有期間までの見込」欄は、離島航路に就航する船舶については3か年のみご記入ください。

4 上記ご記入いただいた内容の根拠等について、お問合せさせていただくことや追加資料のご提出をお願いすることがあります。

区分		今年度の見込									
		期		期		期		期		期	
		自令和7年10月 至令和8年9月	自令和8年10月 至令和9年9月	自令和9年10月 至令和10年9月	自令和10年10月 至令和11年9月	自令和11年10月 至令和12年9月	自令和12年10月 至令和13年9月	自令和13年10月 至令和14年9月	自令和14年10月 至令和15年9月		
収	営業兼業計	0	0	0	0	0	0	0	0		
	費用兼業計	0	0	0	0	0	0	0	0		
(営業損益)		0	0	0	0	0	0	0	0		
営業外収益											
(うち航路補助金)	国庫補助金										
	都道府県補助金										
	その他市町村補助金										
営業外費用											
(経常損益)		0	0	0	0	0	0	0	0		
特別利益											
特別損失											
(税引前当期損益)		0	0	0	0	0	0	0	0		
法人税等引当金											
(当期純損益)		0	0	0	0	0	0	0	0		
当期末処分損益	当期純損益	0	0	0	0	0	0	0	0		
	前期繰越損益										
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0		
損益処分	社内留保										
	配当金(年%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)		
	役員賞与										
次期繰越損益											
特記事項 (資産の取得・処分、事業の改廃等、会社損益に影響を及ぼす事項を記入)											

(注1) 航路が単一航路で航路損益と事業全体の損益が同じであり、補助金交付申請資料(様式第2-4)及び「航路改善協議会」新船シミュレーション(収支試算)の提出がある場合、「希望共有期間の見込」の記載は省略できます。

(注2) 「希望共有期間までの見込」欄は、離島航路に就航する船舶については3か年のみご記入ください。

(注3) 上記ご記入いただいた内容の根拠等について、お問合せさせていただくことや追加資料のご提出をお願いすることがあります。

企業全体の損益見込

会計期間 区分		希望共有期間までの見込 (注3)						
		期	期	期	期	期	期	期
		自令和15年10月 至令和16年9月	自令和16年10月 至令和17年9月	自令和17年10月 至令和18年9月	自令和18年10月 至令和19年9月	自令和19年10月 至令和20年9月	自令和20年10月 至令和21年9月	自令和21年10月 至令和22年9月
収	営業兼業 益兼業計	0	0	0	0	0	0	
費	営業兼業 用兼業計	0	0	0	0	0	0	
(営業損益)		0	0	0	0	0	0	
営業外収益								
(うち航路 補助金)	国庫補助金							
	都道府県補助金							
	その他市町村 補助金							
営業外費用								
(経常損益)		0	0	0	0	0	0	
特別利益								
特別損失								
(税引前当期損益)		0	0	0	0	0	0	
法人税等引当金								
(当期純損益)		0	0	0	0	0	0	
当期未処分 損益	当期純損益	0	0	0	0	0	0	
	前期繰越損益							
	合計	0	0	0	0	0	0	
損益処分	社内留保							
	配当金(年%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	
	役員賞与							
次期繰越損益								
特記事項 (資産の取得・処分、事業の 改廃等、会社損益に影響を及 ぼす事項を記入)								

(単位：千円)

区分	会計期間	期	期	期	期	期	期	新造船計画以外での増減理由（増減理由について簡潔にご記入ください。） （例：～のため増加。）
		自令和22年10月 至令和23年9月	自令和23年10月 至令和24年9月	自令和24年10月 至令和25年9月	自令和25年10月 至令和26年9月	自令和26年10月 至令和27年9月	自令和27年10月 至令和28年9月	
収益	営業兼業計	0	0	0	0	0	0	
費用	営業兼業計	0	0	0	0	0	0	
(営業損益)		0	0	0	0	0	0	
営業外収益								
(うち航路補助金)	国庫補助金							
	都道府県補助金							
	その他市町村補助金							
営業外費用								
(経常損益)		0	0	0	0	0	0	
特別利益								
特別損失								
(税引前当期損益)		0	0	0	0	0	0	
法人税等引当金								
(当期純損益)		0	0	0	0	0	0	
当期未処分損益	当期純損益	0	0	0	0	0	0	
	前期繰越損益							
	合計	0	0	0	0	0	0	
損益処分	社内留保							
	配当金(年%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	
	役員賞与							
次期繰越損益								
特記事項 (資産の取得・処分、事業の改廃等、会社損益に影響を及ぼす事項を記入)								

(現在共有事業者の場合不要)

申 込 者 の 事 業 概 要

申 込 者	ふりがな			申込書作成担当者 ()			
	会社名			電 話		FAX	
				e-mail			
	所在地	〒		電話			
	(連絡先 〒)		FAX				
	ふりがな			法律上の登録・届出	登録年月日	登録番号	登録・届出運輸局
	代表者名			旅客定期航路事業			
	設立年月日	年	月	日	旅客不定期航路事業		
	払込資本金	千円		その他(注)			

(注) 内航海運業を行っている事業者は「その他」にご記入ください。

関 係 会 社	会社名	所在地	代表者名	設立年月日	業 種	資 本 金	申 込 事 業 者 か ら の
						千円	出 資 金 人 的 関 係
						千円	千円
						千円	千円

役 員 構 成	役 職 名	常勤・非常勤 (選 択)	ふ り が な 氏 名	生 年 月 日	持 株 比 率	出 身 母 体 ・ 主 な 職 歴 ・ 公 職 ・ 代 表 者 と の 関 係 ・ 兼 職
					%	
					%	
					%	
					%	
					%	
他 常 勤 役 員 名		非 常 勤 役 員 名				

※株主が多い場合は株主名簿(株主名、株式数のみ)もご提出ください。

事 業 の 沿 革	創業から現在までの沿革、法人改組、新航路の開設等 主な事項及び資本金の推移を簡明にご記入ください。	
	年 月	事 項

株 主 構 成	株主名	所有株式数(種類株含) 株	持株比率 %
	その他 (名)		
	合 計	0	0.00

荷主が株主の場合はその他とせず、必ずご記入ください。

従 業 員 数	海運業	陸上 名	備 考
		海上 名	
		(平均年齢 歳)	
	計 0 名		
兼 業	名		
合 計	0 名		

従業員数は役員を除いてご記入ください。

事 業 内 訳	業種名	収入比率	備考
	海上運送業	%	
		%	
	合計	0.00 %	

※上記各欄に代わる資料がある場合は、別紙にてご提出いただくことも可能です。

使用船舶表

1. 申込時使用船舶

区分	被代替船 (該当船を選択)	船種	船名	総トン数 (G/T)	実乗組 船員数	竣工年月	買船年月	航海速度 (ノット)	旅客定員 (人)	主な就航航路	貨物積載量 カーフェリーの場合は車の種類・台数		今後の代替計画		
											積載量(トン)	車の種類・台数	計画年月 年月	処分方法 (選択)	
所有船舶											乗用車 トラック (m車)	台 台			
											乗用車 トラック (m車)	台 台			
											乗用車 トラック (m車)	台 台			
											乗用車 トラック (m車)	台 台			
											乗用車 トラック (m車)	台 台			
											乗用車 トラック (m車)	台 台			
用船	被代替船 (該当船を選択)	船種	船名	総トン数 (G/T)		竣工年月		航海速度 (ノット)	旅客定員 (人)	主な就航航路	貨物積載量 カーフェリーの場合は車の種類・台数		所有者		
											積載量(トン)	車の種類・台数			
												乗用車 トラック (m車)	台 台		
												乗用車 トラック (m車)	台 台		
												乗用車 トラック (m車)	台 台		
												乗用車 トラック (m車)	台 台		
											乗用車 トラック (m車)	台 台			

(注) 上記欄が不足する場合は、別紙にてご提出ください。

2. 最近3か年間に処分(売船、解撤、沈没)した船舶

船種	船名	総トン数 (G/T)	竣工年月	処分方法 (選択)	処分年月 年月

3. 申込時現在の船員数(予備船員含む)

所属	人数
自社	
関係会社	
派遣船員	
合計	0人

資金別借入返済実績明細表

(単位：千円)

区分	借入先	借入金用途	当初借入		最近決算期末 借入残高	申込時現在 年月 借入残高	借入条件						
			借入年月	借入金額			返済方法	据置	返済期日	年利 (%)	担保物件明細		
設備資金 (延払を含む)	◇◇銀行	☆☆丸建造資金	H△.△	〇〇,〇〇〇	××,×××	◆◆,◆◆◆	年数 ★★	回数 ▲▲	年額 ●,●●●	か月 ◎	R□.□	■.■	旅客船☆☆丸
	別紙で、各借入金の返済予定表等をご提出いただいても構いません。なお、その場合は、資金用途、担保物件について、別途ご教示いただければと思います。												
	計												
運転資金													
		計											
合計													

- (注) 1. 「最近決算期末借入残高」は決算書の借入金・社債等の有利子負債の合計額と一致させてください。
 2. 「担保物件明細」は旅客船〇〇丸、土地〇筆、建物〇棟、保証協会等とご記入ください。

造船所選定理由書

1. 本船建造にあたり船価見積等、話し合いをした造船所

船価見積等話し合いをした造船所	見積船価（円）	予定期日	その他特記事項

(注) 2社以上から取得した見積書(写)を添付。

2. 建造する造船所を

とした主な理由

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

以上より、

にて建造することといたしました。

令和 年 月 日

(会社名)

(代表者名)

令和 8 年 度

共 有 旅 客 船 建 造 計 画 書

【要目表（２）】 （申込みされる全ての方にご記入いただきます）

1. 建造船舶の主要目

- (1) 主機関製造者及び型式： ()
- (2) 主機関連続最大出力： () kW
- (3) 主機関連続最大出力回転数： () min^{-1}
- (4) 主機関連続最大出力燃料消費率： () $\text{g/kW}\cdot\text{h}$
- (5) 軸発電機最大出力： () kW
- (6) 排気ガスエコマイザ：（主機関連続最大出力時の熱出力 () kW）
- (7) 冷却清水利用：（主機関連続最大出力時の熱出力 () kW）
- (8) その他： ()

2. 次の主機関燃料消費の低減率を計算してください。（該当する機関に○をつけてください。）

- (1) () 5, 000 kW以下の機関

$$\{1 - \text{主機関連続最大出力燃料消費率} \div (295.47 \times \text{主機関連続最大出力}^{-0.0471})\} \times 100$$
【 () %】
- (2) () 5, 000 kWを超える機関

$$\{1 - \text{主機関連続最大出力燃料消費率} \div (214.91 \times \text{主機関連続最大出力}^{-0.0098})\} \times 100$$
【 () %】
- (3) () 主機関が中速機関である等上記によりがたい場合、別途機構に
 問い合わせください。 【 () %】

3. 推進効率向上に寄与する設備（該当する設備に○をつけてください。）

- (1) () 推進効率向上型プロペラ（ボスキャップフィン等）（3%） 【 () %】
 - (2) () 大直径プロペラ（3%） 【 () %】
 - (3) () その他機構が認める設備（ () ） 【 () %】
- 上記、(1)及び(2)の低減率は各3%としますが、加算はしません。

4. 運航改善に寄与する設備（該当する設備に○をつけてください。）

次の(1)～(4)の1以上設備した場合の低減率は2%とします。ただし、当該船舶が航行する航路等を勘案し、機構が認める低減率とすることができます。

- (1) () サイドスラスト
- (2) () 特殊舵
- (3) () 可変ピッチプロペラ
- (4) () その他機構が認める設備（ () ） 【 () %】

5. 廃棄熱(主機関等)回収設備

- (1) () 排気ガスエコマイザ

$$(\text{排気ガスエコマイザ熱出力} \div \text{主機関連続最大出力}) \times 100$$
【 () %】
- (2) () 軸発電機装置

$$\{(\text{軸発電機最大出力} \times 0.2) \div \text{主機関連続最大出力}\} \times 100$$
【 () %】
- (3) () 冷却清水利用

$$(\text{冷却清水熱出力} \div \text{主機関連続最大出力}) \times 100$$
【 () %】
- (4) () その他機構が認める設備（ () ） 【 () %】

合計 【 () %】

- (注) 1. 主機関燃料消費率は機構がメーカー提出の要目表と整合いたしますので、機構までお問合せの上
 ご記入ください。
2. 軸発電機連続最大出力は航海中に必要な連続最大出力を限度としますので、当該出力が確認できる資料（電力調査表等）を添付してください。
3. 排気ガスエコマイザの低減率は5%を限度としますが、機構が必要熱量と認めた場合はその限りではありません。
4. 冷却清水利用に係る冷却清水熱出力の計算要領については、機構までお問い合わせの上ご記入ください。
5. その他機構が認める設備の低減率については、妥当性を判断できる説明資料を添付してください。

【別表1】「先進二酸化炭素低減化船」を選択された場合

1. 建造船舶の主要目
- (1) 船種 : ()
- (2) 主たる積荷 : ()
- (3) 総トン数 (トン)
- (4) 輸送能力 (載貨重量トン) ① []
- (5) 平水中航海速力 (ノット)
- (6) 実海域航海速力 (ノット) ② []
2. 省エネ母船型等の使用有無 (該当する船型に○をつけ、使用した船型のIDをご選択ください。)
- (1) () 499総トン型ケミカルタンカー ID: []
- (2) () 749総トン型一般貨物船 ID: []
- (3) () 「省エネ母船型のバリエーション拡大に関する調査」において確認された船型 ID: []
- (4) () 499総トン型鋼材運搬船 (機構が提供する船型データ等を使用したもの)
3. 平水中速力馬力曲線の推定方法 (該当する推定方法に○をつけてください。)
- (1) () 曳航水槽試験
- (2) () 回流水槽試験
- (3) () 技術データ等
4. 主機関の要目
- (1) 主機関製造者及び型式 : ()
- (2) 主機関連続最大出力 (kW)
- (3) 主機関負荷率
- (4) 航行中の主機関出力 (kW) = (2) × (3) ③ [0.75]
- (5) 主機関連続最大出力回転数 (min⁻¹)
- (6) 主機関連続最大出力燃料消費率 (g/kW・h) ④ []
- (7) 航海中使用燃料油 (A重油: 3.206, C重油: 3.1144) ⑤ []
5. 補助機関の要目
- (1) 航行中の補助機関出力 (kW) ⑥ []
- (2) 補助機関連続最大燃料消費率 (g/kW・h) ⑦ []
- (3) 航海中使用燃料油 (A重油の場合3.206, C重油の場合3.1144) ⑧ []
6. ボイラ等設備の要目 (該当する設備に○をつけてください。)
- (1) () 温水ボイラ航海中出力 (kW) ⑨ []
- 燃料消費率 (g/kW・h) ⑩ []
- 航海中使用燃料油 (A重油の場合3.206, C重油の場合3.1144) ⑪ []
- (2) () 熱媒ボイラ航海中出力 (kW) ⑨ []
- 燃料消費率 (g/kW・h) ⑩ []
- 航海中使用燃料油 (A重油の場合3.206, C重油の場合3.1144) ⑪ []
- (3) () 蒸気ボイラ航海中出力 (kW) ⑨ []
- 燃料消費率 (g/kW・h) ⑩ []
- 航海中使用燃料油 (A重油の場合3.206, C重油の場合3.1144) ⑪ []
- (4) () その他航行中燃料使用設備
- () 航海中出力 (kW) ⑨ []
- 燃料消費率 (g/kW・h) ⑩ []
- 航海中使用燃料油 (A重油の場合3.206, C重油の場合3.1144) ⑪ []
7. 建造船舶の単位当たり二酸化炭素排出量
- { (③×④×⑤) + (⑥×⑦×⑧) + Σ (⑨×⑩×⑪) } ÷ (①×②) ⑫ []
8. 基準船舶の単位当たり二酸化炭素排出量 (g-CO₂/ton/mile)
- 機構が定める値 ⑬ []
9. 単位当たりの二酸化炭素排出量の低減率 (%)
- { 1 - (⑫÷⑬) } × 100 ⑭ []
10. その他省エネルギー技術による二酸化炭素排出の低減率 (%) ※該当の場合
- (1) () 運航時における対策 ⑮ []
- (2) () 離着岸時における対策 ⑯ []
- (3) () 停泊時における対策 ⑰ []
- (4) () 荷役時における対策 ⑱ []
11. 二酸化炭素排出量の低減率 (%)
- ⑭ + ⑮ + ⑯ + ⑰ + ⑱ ⑲ []

- (注) 1. 省エネ母船型とは、経済産業省の補助事業の下で日本船舶海洋工学会等が開発した16%以上のCO₂削減率を有する船型群です。省エネ母船型には、水槽試験により高い省エネ性能が確認された499総トンケミカルタンカー及び749総トン一般貨物船の最適船型と、その長さ、幅、深さを変更し、数値流体解析によりCO₂削減率を確認した30のバリエーション船型が存在します。機構は、造船所等の要望を踏まえ、2019年度に「省エネ母船型のバリエーション拡大に関する調査」を実施し、省エネ母船型に13のバリエーション船型を追加しました。それぞれの概要については、下記のホームページをご確認ください。
【省エネ母船型】 <https://www.jasnaoe.or.jp/research/dl/PM-P51-17.pdf>
【省エネ母船型のバリエーション拡大に関する調査】
<https://www.jrtt.go.jp/ship/asset/bdb916a6922b6c56d90cf8a625292878.pdf>
2. 日本船舶海洋工学会等が開発した省エネ母船型又は機構が「省エネ母船型のバリエーション拡大に関する調査」において調査した船型を使用する場合の平水中速力については、当該船型の速力馬力曲線（海上技術安全研究所 流体設計系が無償で提供）等に基づいて計算した航海速力をご記入ください（バリエーション船型で、主機出力が735 kW (499GTの場合)、1,178 kW (749GTの場合)以外の場合は機構にお問合せください）。
 3. 水槽試験が以下の要件に準じて行われていない場合は、機構までお問い合わせください。
 4. 曳航水槽試験はEEDI認証における要件に準じて行われることが必要です。
 5. 回流水槽試験は、2022年度「内航船省エネルギー性能の見える化に関する調査報告書」に定める要件に準じて行われることが必要です。また、水槽試験において省エネ付加物等が用いられている場合には、その効果に関する技術資料等を確認する場合があります。
 6. 平水中速力馬力曲線の推定方法を曳航水槽試験または回流水槽試験を選択した場合、平水中航海速力は水槽試験結果に基づいて計算した航海速力（③での出力時の速力）を記入してください。また、当該速力が確認できる資料（水槽試験結果（線図及びオフセットを含む。）、速力馬力計算書及びプロペラ計算書）を添付してください。なお、計算書は、少なくとも満載及びトリアル状態で実施した水槽試験結果を基に計算してください。
 7. 平水中速力馬力曲線の推定方法を技術データ等を選択した場合、平水中航海速力は技術データ等（CFDシミュレーション、要目推定プログラム等）に基づいて計算した航海速力（③での出力時の速力）を記入してください。また、当該速力が確認できる資料（技術データ等の結果、線図及びオフセット）、速力馬力計算書及びプロペラ計算書）を添付してください。技術データ等の結果は、類似船において水槽試験のデータがあり、EEDI認証における要件、またはそれに準じた水槽試験の経験を有する機関の確認を受けることが必要です。
 8. 実海域速力については機構までお問い合わせください。
 9. 主機関、補助機関及びボイラ等設備の燃料消費率は、メーカーの要目表に記載されている燃料消費率をご記入ください。なお、C重油を使用する場合には、発熱量比（10200/9800）を乗じた値をご記入ください。
 10. 航行中の補助機関出力は、航海中に必要な発電機出力を記載し、当該出力が確認できる資料（電力調査表等）を添付してください。また、航行中に必要な発電機出力を主機駆動にする軸発電機によりまかなう場合は機構までお問い合わせください。
 - 11.1. ボイラ等設備については、航海中に燃料を燃焼して使用する設備すべてについて記入してください。
 - 11.2. 航行中の乗組員の給湯に必要なボイラ等設備の出力は、乗組員1人当たり2kWとして計算し記載してください。ただし、これ以上の出力を想定している場合はその出力を記載してください。
 - 11.3. その他省エネルギー技術による二酸化炭素排出の低減率については、使用する省エネルギー技術の製品又はサービス名及びその製造者（又は販売者）とともに機構までお問合せの上ご記入ください。
 - 11.4. 機構が必要とする場合には、追加的に図面、資料等の提出をお願いすることがあります。
 - 11.5. 基準船舶の単位当たり二酸化炭素排出量については、機構までお問合せの上ご記入ください。

【別表2】「スーパーエコシップ」を選択された場合

1. 推進システムの全体構成
2. 発電ユニットの仕様（例：発電用原動機、発電機、電池、その他）
3. 配電・制御ユニットの仕様（例：配電盤、インバーター（又はコンペンセーター）、その他）
4. 推進ユニットの仕様（例：推進器駆動用電動機、推進器、その他）
5. その他設備の仕様（例：電気推進システムに係る設備）
6. 発電ユニットの1つの発電用原動機に異常が生じた場合においても船舶の運航に支障がないことの説明
7. バトックフロー船型その他の新技術により推進効率が向上することの説明

- (注)
1. 各設備については、出力、メーカー、機種、設置台数等の主要目をご記入ください。
 2. 水槽試験等により船型開発を行っている場合、その試験結果等を添付してください。
 3. 適宜図面等を添付してください。なお、機構が必要とする場合には、追加的として図面、資料等の提出をお願いします。

【別表3】「LNG燃料船」を選択された場合

1. 建造船舶の主要目		
(1) 船種 :	()	
(2) 主たる積荷 :	()	
(3) 総トン数 (トン)		【 () 】
(4) 最大搭載人員 (人)		【 () 】
(5) 輸送能力 (載貨重量トン, 旅客定員, その他 :	()	① 【 () 】
(6) 平水中航海速度 (ノット)		【 () 】
(7) 実海域航海速度 (ノット)		② 【 () 】
2. 主機関の要目		
(1) 主機関製造者及び型式 :	()	
(2) 主機関連続最大出力 (kW)		【 () 】
(3) 主機関負荷率		【 0.75 】
(4) 航行中の主機関出力 (kW) = (2) × (3)		③ 【 () 】
(5) 主機関連続最大出力回転数 (min ⁻¹)		【 () 】
(6) 主機関連続最大出力燃料消費率 (g/kW・h)		④ 【 () 】
(7) 航海中使用燃料油 (A重油:3.206, C重油:3.1144, LNG:2.750)		⑤ 【 () 】
(8) パイロット燃料消費率 (g/kW・h)		④ 【 () 】
(9) パイロット燃料使用油 (A重油:3.206)		⑤ 【 () 】
3. 補助機関の要目		
(1) 航行中の補助機関出力 (kW)		⑥ 【 () 】
(2) 補助機関連続最大燃料消費率 (g/kW・h)		⑦ 【 () 】
(3) 航海中使用燃料油 (A重油の場合3.206, C重油の場合3.1144, LNGの場合2.750)		⑧ 【 () 】
(4) パイロット燃料消費率 (g/kW・h)		⑦ 【 () 】
(5) パイロット燃料使用油 (A重油:3.206)		⑧ 【 () 】
4. ボイラ等設備の要目 (該当する設備に○をつけてください。)		
(1) () ボイラ航海中出力 (kW)		⑨ 【 () 】
燃料消費率 (g/kW・h)		⑩ 【 () 】
航海中使用燃料油 (A重油の場合3.206, C重油の場合3.1144, LNGの場合2.750)		⑪ 【 () 】
(2) () その他航行中燃料使用設備		
() 航海中出力 (kW)		⑨ 【 () 】
燃料消費率 (g/kW・h)		⑩ 【 () 】
航海中使用燃料油 (A重油の場合3.206, C重油の場合3.1144, LNGの場合2.750)		⑪ 【 () 】
5. 建造船舶の単位当たり二酸化炭素排出量		
$\{ \Sigma (③ \times ④ \times ⑤) + \Sigma (⑥ \times ⑦ \times ⑧) + \Sigma (⑨ \times ⑩ \times ⑪) \} \div (① \times ②)$		⑫ 【 () 】
6. 基準船舶の単位当たり二酸化炭素排出量 (g-CO ₂ /ton/mile)		
機構が定める値		⑬ 【 () 】
7. 単位当たりの二酸化炭素排出量の低減率 (%)		
$\{ 1 - (⑫ \div ⑬) \} \times 100$		【 () %】

- (注) 1. 「建造する船舶」の主機がLNG燃料原動機(デュアルフェューエル原動機を含む。)ではない場合、「1.(6)平水中速力」は、水槽試験結果に基づいて計算した航海速力を記入し、当該速力が確認できる資料(水槽試験結果(線図及びオフセットを含む。)、速力馬力計算書及びプロペラ計算書)を添付してください。なお、計算書は、少なくとも満載及びトライアル状態で実施した水槽試験結果を基に計算してください。
2. 「1.(7)実海域航海速力」については機構までお問合せください。
3. 主機関、補助機関及びボイラ等設備の燃料消費率及びパイロット燃料消費率(デュアルフェューエル原動機である場合は、メーカーの要目表に記載の燃料消費率をご記入ください。なお、C重油を使用する場合には、発熱量比(10200/9800)を乗じた値をご記入ください。
4. 航行中の補助機関出力は、航海中に必要な発電機出力を記載し、当該出力が確認できる資料(電力調査表等)を添付してください。また、航行中に必要な発電機出力を主機駆動にする軸発電機によりまかなう場合は機構までお問合せください。
5. ボイラ等設備については、航海中に燃料を燃焼して使用する設備すべてをご記入ください。
6. 航行中の乗組員の給湯に必要なボイラ等設備の出力は、乗組員1人当たり2KWとして計算しご記入ください。ただし、これ以上の出力を想定している場合はその出力をご記入ください。
7. 機構が必要とする場合には、追加的として図面、資料等の提出をお願いすることがあります。
8. 基準船舶の単位当たり二酸化炭素排出量については、機構までお問合せの上ご記入ください。
9. 上記の低減率に加え、航海の態様(例えば港内パンカリグ船)等により二酸化炭素排出量の低減化が可能な場合は、その根拠とともに推定される低減率を記載した資料を添付してください。
10. 主機関により十分な低減率が得られる場合、「3.補助機関の要目」及び「4.ボイラ等設備の要目」は省略可能です。

【別表4】「高度モーターシフト船」を選択された場合

1. 建造船舶について該当するものに○をつけてください。

- (1) () 中・長距離フェリー (注1)
- (2) () RORO船 (注2)
- (3) () コンテナ船 (注3)
- (4) () 自動車専用船 (注4)

2. 該当するものに○および数値を記入してください。(該当項目が無い場合は対象外です)

- (1) () 被代替船の船種が上記1. (1)～(4)以外の場合
- (2) () 被代替船の船種が上記1. (1)～(4)に該当するが、被代替船と比較して貨物積載能力(載貨重量)が増加する場合
 - ①建造船舶の載貨重量(設計値により判定) () トン
 - ②被代替船の載貨重量* () トン

*被代替船の載貨重量は以下のいずれかに定めるものとする

 - (I) 機構の船舶明細書等、公的書面に記載された載貨重量
 - (II) 載貨重量鑑定書に記載された載貨重量
 - (III) 完成重量重心トリム計算書に記載された載貨重量
 - (IV) (I)～(III)が無い場合、機構が算出する載貨重量
- (3) () 建造船舶を新規航路に就航させる場合
(既存の航路であって、寄港地を増やす場合も含む)
- (4) () 建造船舶を既存航路に就航させる場合であって、上記1. (1)～(4)の隻数の増加等輸送力の増強を図る場合

※ 上記2. (3)、(4)に該当する場合は、新造船投入後の荷主又は運航者の輸送計画を添付してください。

- (注) 1. 起点及び終点間の航行距離が100キロメートル以上の航路(離島航路を除く)であって当該航路の全部又は一部が陸上の交通路を代替することが可能であるものに就航するカーフェリーを指します。
2. 船舶防火構造規則第2条第17号の2のロールオン・ロールオフ貨物区域又は同条第18号の車両区域を有する貨物船を指します。
3. 専らコンテナ貨物を輸送するための構造を有する船舶を指します。
4. 自動車の運送に適した構造を有する貨物船を指します。

【別表5】「離島に準ずる生活航路に就航する船舶（高度バリアフリー化船）」を選択された場合

建造船舶のバリアフリー化について、該当するものをご選択ください。
 高度バリアフリー化船は、次の1. から11. の項目に該当する必要があります。

基準の概要	建造計画の概要	
1. 総則 交通バリアフリー法（船舶関係の基準のみ。）及び機構が定めるバリアフリー高度化船基準に従い建造する。	<input type="checkbox"/> 実施する	
以下は、法令に基づきバリアフリー化することが必要となる場所（バリアフリーエリア）に適用する。		
2. 乗降用設備 （タラップ等を備える場合のみ。） 乗降するためのタラップ等の有効幅は90cm以上とする。	<input type="checkbox"/> 実施する	<input type="checkbox"/> タラップ等は装備しない
3. 出入口 乗降するための舷門、甲板室の出入口及び車輻区域の出入口の有効幅は90cm以上とする。	<input type="checkbox"/> 実施する	
4. 客席 （バリアフリー客席） (1)いす席を設ける場合は、眺望が確保できるようにする。 (2)いす席の通路側の肘掛けは跳ね上げ式とし、バリアフリー客席であることを明示する。	<input type="checkbox"/> 実施する	<input type="checkbox"/> いす席は設けない
5. 通路 (1) 乗下船通路（乗降するための出入口（車輻区域の出入口を含む。）からバリアフリー客席及び車いすスペースまでの通路。）の有効幅は90cm以上とする。	<input type="checkbox"/> 実施する	
(2) 乗下船通路にある戸の有効幅は90cm以上とする。	<input type="checkbox"/> 実施する	
(3) 船内移動通路（バリアフリー客席及び車いすスペースから便所、食堂、売店及び遊歩甲板までの通路。）にある戸の有効幅は120cm以上とする。	<input type="checkbox"/> 実施する	
(4) 船内移動通路にあるスロープ等の勾配は1/12以下とする。	<input type="checkbox"/> 実施する	
6. 階段 （乗下船通路及び船内移動通路に設置される階段のみ。） (1) 蹴上げの高さは16cm以下並びに踏み面の奥行きは30cm以上とする。 (2) 階段の手すりは、階段の端部から60cm以上延長する。	<input type="checkbox"/> 実施する	<input type="checkbox"/> 該当する階段はない
7. 昇降機 乗下船通路の甲板間移動には、エレベーター又はエスカレーターを設ける。 （総トン数3000トン未満で建造する場合は、その他の昇降機でも可）	<input type="checkbox"/> 実施する	<input type="checkbox"/> 甲板間移動はない <input type="checkbox"/> 総トン数3000トン未満で建造し、階段昇降機等を設ける

【別表5】「離島に準ずる生活航路に就航する船舶（高度バリアフリー化船）」を選択された場合

建造船舶のバリアフリー化について、該当するものをご選択ください。
高度バリアフリー化船は、次の1. から11. の項目に該当する必要があります。

8. 便所 （便所を備える場合のみ。） (1) 便房内に直径150cm以上の空間を確保する。	<input type="checkbox"/> 実施する	
(2) 便座の両側に手すりを設置する。	<input type="checkbox"/> 実施する	
(3) 通報装置は、便器に腰かけたまま操作できる位置並びに床に転倒したときに操作できる位置に設置する。	<input type="checkbox"/> 実施する	<input type="checkbox"/> 便所は装備しない
(4) 便器の水洗装置は、便座に腰かけたまま使用できる位置に設置し、手を洗うための水洗器具は、光センサー、押しボタン又はレバー等により容易に操作ができるものとする。	<input type="checkbox"/> 実施する	
9. 食堂 （食堂を備える場合のみ。） (1) 出入口の有効幅は120cm以上とする。	<input type="checkbox"/> 実施する	
(2) バリアフリー対応テーブルは、テーブルの下に高さ65cm以上、有効奥行45cm以上の空間を確保する。	<input type="checkbox"/> 実施する	<input type="checkbox"/> 食堂は装備しない
(3) バリアフリー対応テーブルは、テーブルの上面は床面から70cm程度とする。	<input type="checkbox"/> 実施する	
10. 遊歩甲板 (バリアフリー客席と同一甲板の場合のみ。総トン数20トン以上のみ)		<input type="checkbox"/> 遊歩甲板は装備しない
(1) 遊歩甲板の出入口及び戸の有効幅は90cm以上とする。	<input type="checkbox"/> 実施する	総トン数20トン未満
(2) 遊歩甲板にあるスロープ等の勾配は1/12以下とする。	<input type="checkbox"/> 実施する	<input type="checkbox"/> で建造するため適用されない
11. バリアフリー客席、車いすスペース、昇降機、船内旅客用設備及び非常口の配置の案内	<input type="checkbox"/> 実施する	
(1) 触知図案内板を設ける。		
(2) 身体障害者等の利用に配慮した場所には、国際シンボルマーク等を表示する。	<input type="checkbox"/> 実施する	
12. 地方運輸局長等への適用除外申請		
(地方運輸局長等に交通バリアフリー法に基づきバリアフリー化の一部を適用除外するための申請を計画している場合は、具体的に記入してください。)		

【別表6】「離島に準ずる生活航路に就航する船舶（高度バリアフリー化船以外）」を選択された場合

建造船舶のバリアフリー化について、該当するものをご選択ください。
 なお、建造船舶の総トン数が5G/T以上の場合には、この様式の提出は不要です。

基準の概要	建造計画の概要	
1. 総則 交通バリアフリー法（船舶関係の基準のみ。）に従い建造する。	<input type="checkbox"/> 実施する	
以下は、法令に基づきバリアフリー化することが必要となる場所（バリアフリーエリア）に適用する。		
2. 乗降用設備 （タラップ等を備える場合のみ。） 乗降するためのタラップ等の有効幅は80cm以上とする。	<input type="checkbox"/> 実施する	<input type="checkbox"/> タラップ等は 装備しない
3. 出入口 乗降するための舷門、甲板室の出入口及び車輦区域の出入口の有効幅は80cm以上とする。	<input type="checkbox"/> 実施する	
4. 客席 バリアフリー客席を旅客定員25人ごとに1以上設ける。	<input type="checkbox"/> 実施する	
5. 車いすスペース 車いすスペースを旅客定員100人ごとに1以上設ける。	<input type="checkbox"/> 実施する	
6. 通路 (1) 乗下船通路（乗降するための出入口（車輦区域の出入口を含む。）からバリアフリー客席及び車いすスペースまでの通路。）の有効幅は80cm以上とする。	<input type="checkbox"/> 実施する	
(2) 乗下船通路にある戸の有効幅は80cm以上とする。	<input type="checkbox"/> 実施する	
(3) 船内移動通路（バリアフリー客席及び車いすスペースから便所、食堂、売店及び遊歩甲板までの通路。）の有効幅は120cm以上とする。	<input type="checkbox"/> 実施する	
(4) 船内移動通路にある戸の有効幅は80cm以上とする。	<input type="checkbox"/> 実施する	
(5) 通路には手すりを設け、手すりの端部には通路の通じる場所を示す点字を貼り付ける。	<input type="checkbox"/> 実施する	
7. 階段 (乗下船通路及び船内移動通路に設置される階段のみ。) (1) 手すりを設け、手すりの端部には、階段の通じる場所を示す点字を貼り付ける。	<input type="checkbox"/> 実施する	<input type="checkbox"/> 該当する階段 はない
(2) 回り段を設けない。	<input type="checkbox"/> 実施する	
8. 昇降機 乗下船通路の甲板間移動にはエレベーター、エスカレーター又はその他の昇降機を設ける。	<input type="checkbox"/> 実施する	<input type="checkbox"/> 甲板間移動は ない
9. 便所 （便所を備える場合のみ。） (1) 出入口の有効幅は80cm以上とする。	<input type="checkbox"/> 実施する	<input type="checkbox"/> 便所は装備し ない
(2) 腰かけ便座とし、手すりを設置する。	<input type="checkbox"/> 実施する	
10. 食堂 （食堂を備える場合のみ。） (1) 出入口の有効幅は80cm以上とする。	<input type="checkbox"/> 実施する	<input type="checkbox"/> 食堂は装備し ない
(2) 車いす使用者の利用に適したテーブルをいすの収容数100人に1以上設ける。	<input type="checkbox"/> 実施する	

【別表6】「離島に準ずる生活航路に就航する船舶（高度バリアフリー化船以外）」を選択された場合

建造船舶のバリアフリー化について、該当するものをご選択ください。
 なお、建造船舶の総トン数が5G/T以上の場合には、この様式の提出は不要です。

基準の概要	建造計画の概要	
1 1. 遊歩甲板 (バリアフリー客席と同一甲板の場合のみ。総トン数20トン以上のみ) (1) 遊歩甲板の出入口の有効幅は80cm以上とする。	<input type="checkbox"/> 実施する	<input type="checkbox"/> 遊歩甲板は装備しない 総トン数20トン未満で建造するため適用されない <input type="checkbox"/>
(2) 手すりを設ける。		
1 2. 点状ブロック 階段及びエスカレーターの上段及び下段並びにエレベーターの操作盤に近接する通路に点状ブロックを敷設する。	<input type="checkbox"/> 実施する	階段、エスカレーター <input type="checkbox"/> エレベーターは装備しない
1 3. バリアフリー客席、車いすスペース、昇降機、船内旅客用設備及び非常口の配置の案内 (1) 案内板を設ける。	<input type="checkbox"/> 実施する	
(2) 視覚障害者のための案内板を設ける。	<input type="checkbox"/> 実施する	
1 4. 地方運輸局長等への適用除外申請 (地方運輸局長等に高度バリアフリー法に基づき一部適用除外の申請を計画している場合、又は不定期航路の旅客船で一部を適用除外する必要がある場合は、具体的にご記入ください。)		

【別表7】「国内クルーズ船」を選択された場合

建造船舶について、該当するものをご選択ください。

なお、建造船舶の総トン数が200G/T以上の場合には、1～14は不要です（15、16のみ）。

基準の概要	建造計画の概要	
1. 総則 交通バリアフリー法（船舶関係の基準のみ。）に従い建造する。	<input type="checkbox"/> 実施する	
2. 乗降用設備（タラップ等を備える場合のみ。） (1) 乗降するためのタラップ等の有効幅は80cm以上とする。	<input type="checkbox"/> 実施する	<input type="checkbox"/> タラップ等は装備しない
(2) 手すりが設けられていること。	<input type="checkbox"/> 実施する	
(3) 床の表面が滑りにくい仕上げがなされたものであること。	<input type="checkbox"/> 実施する	
3. 出入口（出入口A（舷門、甲板室の出入口）及びB（車両区域の出入口））	<input type="checkbox"/> 実施する	
(1) 乗降するための舷門、甲板室の出入口及び車両区域の出入口の幅は80cm以上とする。	<input type="checkbox"/> 実施する	
(2) スロープその他車いす使用者が円滑に通過できる設備の備え付け。		
(3) （出入口Bのみ）幅は350cm以上、車両区域の出入口に隣接、乗降場所を表示。（隣接しない場合は幅80cm以上の通路を設置）		
4. 客席 バリアフリー客席を旅客定員25人ごとに1以上設ける。バリアフリー客席は手すりの設置、床が滑りにくい仕上げ等の要件含む。 （航行時間8h以上 いす席がある場合：いす席25人毎にバリアフリー客席 座席又は寝台がある場合：座席又は寝台25人ごとにバリアフリー客席）	<input type="checkbox"/> 実施する	
5. 車いすスペース 車いすスペースを旅客定員100人ごとに1以上設ける。 ・車いす使用者が円滑に利用するために十分な広さ ・手すりの設置 ・床の表面は滑りにくい仕上げ ・車いす使用者が利用する際に支障となる段がない ・車いすを固定できる設備 ・車いすスペースであることの表示	<input type="checkbox"/> 実施する	対象外（航行予定時間8h以上、客席として座席または寝台のみが設けられている場合） <input type="checkbox"/>
6. 通路	<input type="checkbox"/> 実施する	
(1) 乗下船通路（乗降するための出入口（車両区域の出入口を含む。）からバリアフリー客席及び車いすスペースまでの通路。バリアフリー通路1）の幅は80cm以上とする。	<input type="checkbox"/> 実施する	
(2) 乗下船通路にある戸の幅は80cm以上とする。	<input type="checkbox"/> 実施する	
(3) 船内移動通路（バリアフリー客席及び車いすスペースから便所、食堂、売店及び遊歩甲板までの通路。バリアフリー通路2）の幅は120cm以上とする。	<input type="checkbox"/> 実施する	
(4) 船内移動通路にある戸の幅は80cm以上とし、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉できる構造のものとする。	<input type="checkbox"/> 実施する	<input type="checkbox"/> 船内移動通路に戸はない。
(5) 通路には手すりを設け、手すりの端部には通路の通じる場所を示す点字を貼り付ける。	<input type="checkbox"/> 実施する	
(6) 床の表面は滑りにくい仕上げ。	<input type="checkbox"/> 実施する	
(7) スロープその他車いす使用者が円滑に通過できる設備の備え付け	<input type="checkbox"/> 実施する	
(8) 通路の末端の付近の広さは車いすの転回に支障がないもの（船内移動通路の場合、5.0m以内ごとに、車いすが転回し、車いす使用者同士がすれ違うことができる広さの場所を設ける）	<input type="checkbox"/> 実施する	

【別表7】「国内クルーズ船」を選択された場合

建造船舶について、該当するものをご選択ください。

なお、建造船舶の総トン数が200G/T以上の場合には、1～14は不要です（15、16のみ）。

基準の概要	建造計画の概要	
<p>7. 階段（乗下船通路及び船内移動通路に設置される階段のみ。）</p> <p>(1) 手すりを設け、手すりの端部には、階段の通じる場所を示す点字を貼り付ける。</p> <p>(2) 回り段を設けない。</p> <p>(3) 踏面の表面は滑りにくい仕上げで、踏面の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差等により段を用意に識別できるものであり、段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものが設けられていないこと。</p> <p>(4) 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p>	<input type="checkbox"/> 実施する	<input type="checkbox"/> 該当する階段はない
<p>(2) 回り段を設けない。</p>	<input type="checkbox"/> 実施する	
<p>(3) 踏面の表面は滑りにくい仕上げで、踏面の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差等により段を用意に識別できるものであり、段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものが設けられていないこと。</p>	<input type="checkbox"/> 実施する	
<p>(4) 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p>	<input type="checkbox"/> 実施する	
<p>8. 昇降機</p> <p>(1) 乗下船通路の甲板間移動にはエレベーター、エスカレーター又はその他の昇降機を設ける。 バリアフリーエレベーター1（出入口A、Bと客席、車いすスペースが別甲板）の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かご及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上 ・かごの広さは車いす使用者が乗り込むのに十分なもの ・かご内に手すりを設ける ・かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する設備 ・乗降ロビーの幅は140cm以上、奥行きは135cm以上 ・床の表面は滑りにくい仕上げ <p>エスカレーターの要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昇降切換装置の設置（エスカレーターがーのみ設置の場合） ・勤務する者を呼び出すための装置の設置 ・踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げ ・昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面 ・踏み段の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりくし板と踏み段との境界を容易に識別できる ・幅は80cm以上 ・踏み段の面を車いす利用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること 	<input type="checkbox"/> 実施する	<input type="checkbox"/> 甲板間移動はない
<p>(2) 船内移動通路の甲板間移動にはエレベーターを設ける。 バリアフリーエレベーター2（客席、車いすスペースと便所、食堂、遊歩甲板が別甲板）の要件（エレベーターのみ許可）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かご及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上 ・かごの内法幅140cm以上、内法奥行き135cm以上、かご内に鏡設置（かごの出入口が複数あるものはこの限りではない） ・かご内に手すりを設ける ・かご及び昇降路の出入口の開閉時間を延長できる機能を有すること ・かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する設備 ・かごが到着する階、出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備 ・かご内及び乗降ロビーに車椅子が円滑に利用できる位置に操作盤を設置し、点字等をはりつけ視覚障害者が用意に操作できる構造 ・乗降ロビーの幅は150cm以上、奥行きは150cm以上 ・乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる設備（一部除外） ・床の表面は滑りにくい仕上げ 	<input type="checkbox"/> 実施する	

【別表7】「国内クルーズ船」を選択された場合

建造船舶について、該当するものをご選択ください。

なお、建造船舶の総トン数が200G/T以上の場合には、1～14は不要です（15、16のみ）。

基準の概要	建造計画の概要	
9. 便所 （便所を備える場合のみ。） (1) 腰掛便座及び手すりが設けられた便房を1以上設置。	<input type="checkbox"/> 実施する	<input type="checkbox"/> 便所は装備しない
(2) 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための設備が設けられていること。	<input type="checkbox"/> 実施する	
(3) 床の表面は、滑りにくい仕上げ	<input type="checkbox"/> 実施する	
(4) 男子用小便器を設ける場合は、手すりがついた一以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35cm以下のもの。）その他これらに類する小便器を設置	<input type="checkbox"/> 実施する	
(5) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した便房（バリアフリー便房）を有する便所（男子用、女子用の区別があるときはそれぞれの便所に設置）（バリアフリー便所（便房内設型））又は高齢者、障害者等の円滑な利用に適した便所（バリアフリー便所（独立型））を1以上設置（注：便房内設型は複数の便房等を有した便所、独立型は単独の便所）	<input type="checkbox"/> 実施する	
(6) バリアフリー便所（便房内設型）は、出入口の幅は80cm以上とし、出入口には車いす使用者が通過する際に支障となる段がなく、出入口にバリアフリー便所であることを表示し、戸を設ける場合は、幅80cm以上とし、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものとする。また、便所は、車いす利用者の円滑な利用に適した広さを有すること。	<input type="checkbox"/> 実施する	
(7) バリアフリー便房は、出入り口の幅は80cm以上とし、出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がなく、出入口にバリアフリー便房であることを表示し、戸を設ける場合は、幅80cm以上とし、高齢者、障害者等が用意に開閉して通過できる構造のものとする。また、便房は、車いす利用者の円滑な利用に適した広さを有し、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する手を洗う水洗器具を備えること。 （バリアフリー便房：高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房）	<input type="checkbox"/> 実施する	
(8) バリアフリー便所（独立型）は、出入口の幅は80cm以上とし、出入口には車いす使用者が通過する際に支障となる段がなく、出入口にバリアフリー便所であることを表示し、戸を設ける場合は、幅80cm以上とし、高齢者、障害者等が用意に開閉して通過できる構造のものとする。また、便所は、車いす利用者の円滑な利用に適した広さを有すること。	<input type="checkbox"/> 実施する	
10. 食堂 （食堂を備える場合のみ、その1以上について。） (1) 出入口の幅は80cm以上とし、出入口に段がないこと。	<input type="checkbox"/> 実施する	<input type="checkbox"/> 食堂は装備しない
(2) 床の表面は滑りにくい仕上げがなされたもの。	<input type="checkbox"/> 実施する	
(3) 車いす使用者の利用に適したテーブルをいすの収容数100人ごとに1以上設ける。	<input type="checkbox"/> 実施する	
(4) 文字による意思疎通を図るための設備を備え、当該設備を有していることを当該食堂に表示 （注：「意思疎通を図るための設備」は紙と鉛筆も可）	<input type="checkbox"/> 実施する	
11. 売店 （売店を備える場合には、その1以上について） 文字による意思疎通を図るための設備を備え、当該設備を有していることを当該売店に表示 （注：「意思疎通を図るための設備」は紙と鉛筆も可）	<input type="checkbox"/> 実施する	<input type="checkbox"/> 売店は装備しない
12. 遊歩甲板 （バリアフリー客席と同一甲板の場合のみ。総トン数20トン以上のみ）	<input type="checkbox"/> 実施する	<input type="checkbox"/> 遊歩甲板は装備しない <input type="checkbox"/> 総トン数20トン未満で建造するため適用されない
(1) 遊歩甲板の出入口の幅は80cm以上とする。 (2) 手すりを設ける。	<input type="checkbox"/> 実施する	

【別表7】「国内クルーズ船」を選択された場合

建造船舶について、該当するものをご選択ください。

なお、建造船舶の総トン数が200G/T以上の場合には、1～14は不要です（15、16のみ）。

基準の概要	建造計画の概要	
13. 点状ブロック 階段及びエスカレーターの上段及び下段並びにエレベーターの操作盤に近接する通路に点状ブロックを敷設する。	<input type="checkbox"/> 実施する	階段、エスカレーター、 <input type="checkbox"/> エレベーターは装備しない
14. 運航情報提供設備 目的港の港名その他の運航に関する情報を文字等及び音声により提供するための設備 （「文字等により提供」⇒黒板可 「音声により提供」⇒船内放送装置可）	<input type="checkbox"/> 実施する	
15. バリアフリー客席、車いすスペース、昇降機、船内旅客用設備及び非常口の配置の案内 (1) 案内板を設ける。	<input type="checkbox"/> 実施する	
(2) 視覚障害者のための案内板を設ける。	<input type="checkbox"/> 実施する	
14. 地方運輸局長等への適用除外申請 （地方運輸局長にバリアフリー新法に基づき一部適用除外の申請を計画している場合、又は不定期航路の旅客船で一部を適用除外する必要がある場合は、具体的に記入してください。）		
15. 訪日外国人受け入れ体制を整備するために設置する設備 （観光案内、船内案内の多言語化表示、船内Wi-Fi設備等、訪日外国人受け入れ体制を整備するために設置する設備を具体的に記入してください。）		
16. 地域振興、観光資源の開発への寄与 ・国や地方公共団体、観光協会等が発行するパンフレット等であって、共有建造を申し込む船舶の被代替船がPRされている等、地域振興、観光資源への寄与が認められることを証する資料を添付してください。 ・上記に該当する資料がない場合には、国や地方公共団体、観光協会等からの推薦状を添付してください。		

【別表9】「労働環境改善船」を選択された場合

建造船舶の設備等について、該当するものをご選択ください。
 なお、下記1、4、6については、労働環境改善船基準適合機器一覧表を当機構のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。一覧表に掲載されていない機器を使用する場合は、機構までご相談ください。

【労働環境改善船基準適合機器一覧表】

https://www.jrtt.go.jp/ship/asset/vessel-gaiyoT_roudou_list.pdf

基準の概要	該当の有無	
1. 船陸間通信のための設備 主として航行する水域において、下記4.～6.に掲げる設備（航海情報集約表示装置・監視カメラ・機関データロガー）、パーソナルコンピュータその他の通信端末機器を携帯電話の通信回線等を通じてインターネットに接続すること。	<input type="checkbox"/> 実施する	
2. 船内ローカルネットワーク設備（船内LAN） (1) 操舵室、機関室（機関監視室を含む。）、事務室、船員室及び食堂においてパーソナルコンピュータその他の通信端末機器を接続できるものであること。	<input type="checkbox"/> 実施する	
(2) 上記1. に掲げた設備によりインターネットに接続できるものであること。	<input type="checkbox"/> 実施する	
3. 無線LAN設備（Wi-Fi設備） 船員室及び食堂においては、Wi-Fiによりインターネットに接続できるよう措置されていること。	<input type="checkbox"/> 実施する	
4. 航海情報集約表示装置 (1) 海上保安庁刊行の航海用電子海図（ENC）又は一般財団法人日本水路協会刊行の航海用電子参考図（new pec）のデータを使用すること。	<input type="checkbox"/> 実施する	
(2) 衛星航法装置（GPS）、コンパス、船舶自動識別装置から得られる情報を、電子海図上に重畳的に表示することができるものであること。	<input type="checkbox"/> 実施する	
(3) 表示する情報を、電子的に出力できるものであること。	<input type="checkbox"/> 実施する	
(4) 上記2. に掲げる船内LANに接続していること。	<input type="checkbox"/> 実施する	
5. 監視カメラ (1) 点検を要する場所、離着岸、荷役等の際に安全確認を要する場所その他船内外を遠隔監視できるものであること。	<input type="checkbox"/> 実施する	
(2) 撮影された画像を、電子的に出力できるものであること。	<input type="checkbox"/> 実施する	
(3) 上記2. に掲げる船内LANに接続していること。	<input type="checkbox"/> 実施する	
6. 船舶自動識別装置 (1) 自動的に航海の情報を発信することができるものであること。	<input type="checkbox"/> 実施する	
(2) 短距離間及び長距離間において、静的な情報（船名、信号符字等船舶固有のもの）、動的な情報（位置、速力、航海針路等）、航海関連情報（喫水、目的地、到着予定時間等）及び任意に作成した文章の送受信ができるものであること。	<input type="checkbox"/> 実施する	
(3) 回頭、錨泊等の船舶の状態に応じた動的情報の発信間隔が2秒から3分の間であること。	<input type="checkbox"/> 実施する	
7. 機関データロガー (1) 主機関の回転数及び燃料消費量その他の主機関の運転に係る情報を取得し、記録できるものであること。	<input type="checkbox"/> 実施する	
(2) 取得した情報を、操舵室及び機関室（機関監視室を含む。）で確認できるものであること。	<input type="checkbox"/> 実施する	
(3) 記録された情報を、電子的に出力できるものであること。	<input type="checkbox"/> 実施する	
(4) 上記2. に掲げる船内LANに接続していること。	<input type="checkbox"/> 実施する	
8. 騒音防止措置 (1) 居住区は、機関室で発生した騒音が伝搬しないよう措置されていること。	<input type="checkbox"/> 実施する	対象外（船員室の騒音レベルが <input type="checkbox"/> 十分に低減されると認められる場合）
(2) 船員室の囲壁及び扉は、十分な遮音性能を有するものであること。	<input type="checkbox"/> 実施する	
(3) 発電用補助機関の据付部は、ゴム等により防振支持されていること。	<input type="checkbox"/> 実施する	
9. 暑さ対策設備 (1) 船員室の空調機は、それぞれの船員室において温度調整が可能なものであること。	<input type="checkbox"/> 実施する	<input type="checkbox"/> (1)から(3)のうち1つを選択
(2) 甲板室等船員が通常作業する作業区域において、当該区域の上部に遮熱性能又は断熱性能を有するものを使用していること。	<input type="checkbox"/> 実施する	
(3) 荷役設備等暴露区域の任意の場所に身体を冷却する設備を備え付けていること。	<input type="checkbox"/> 実施する	

【別表9】「労働環境改善船」を選択された場合

〔建造船舶の設備等について、該当するものをご選択ください。（1から5のうち、いずれかをご選択ください。）〕

荷役・船員作業負担軽減等設備を搭載する場合、該当する設備をご選択ください。		
基準の概要	該当の有無	
1. 車両自動固縛装置（カーフェリー） (1) ベルト、ロープ、チェーン又はフックその他車両を固縛するための器具は、車両甲板上に固定して設備されていること。ただし、車両甲板の構造上、設備することが困難と認められる場所を除く。	<input type="checkbox"/> 実施する	
(2) 車両を固縛するための器具は、軽量で迅速に車両に取り付けることができるものであり、かつ、容易に解縛できるものであること。	<input type="checkbox"/> 実施する	
(3) 固縛時の締め付けを機械力により行うものであること。	<input type="checkbox"/> 実施する	
2. 遠隔支援システム (1) 主機関、補助機関、補機器等が陸上等から遠隔により状態監視できるシステムであること。	<input type="checkbox"/> 実施する	
3. 出入港及び離着岸作業に使用する機器の遠隔操作装置 (1) 船舶の横移動及び転回ができる遠隔操作盤が船橋等に備え付けていること。	<input type="checkbox"/> 実施する	<input type="checkbox"/> (1)(2)のうちいずれかを選択
(2) 係船ウィンチの作動ができる遠隔操作盤が船橋等に備え付けていること。	<input type="checkbox"/> 実施する	
(3) 遠隔操作機能を喪失した場合に備え、代替の操作手段を有すること。	<input type="checkbox"/> 実施する	
4. 航行時に使用するバルブ操作、ポンプ発停の遠隔操作装置 (1) 燃料油移送系統が遠隔操作できること。	<input type="checkbox"/> 実施する	<input type="checkbox"/> (1)(2)のうち1つ以上を選択
(2) 喫水調整等のバラスト系統が遠隔操作できること。	<input type="checkbox"/> 実施する	
(3) 遠隔操作機能を喪失した場合に備え、代替の操作手段を有すること。	<input type="checkbox"/> 実施する	
5. 推進用機関 (1) 燃料に、A重油、軽油、ガソリン又は液化天然ガスを使用するものであること。	<input type="checkbox"/> 実施する	

【別表10】「特定船舶導入計画の認定を受けた船舶」を選択された場合

1. 事業基盤強化計画の認定状況

- 建造予定造船所が「事業基盤強化計画」の認定を有している
- 建造予定造船所が「事業基盤強化計画」の認定を有していない 又は 認定申請中である。
※ 「特定船舶導入計画」の認定申請時までには、建造予定造船所が「事業基盤強化計画」の認定を受けることが必要です。

2. 特定船舶導入計画の認定申請及び認定状況の確認と添付書類

以下の該当項目についてご選択いただき、添付書類をご提出ください。

- (1) これから「特定船舶導入計画」の認定申請を行う予定である
【添付書類】 なし
※ (認定申請後) 認定申請書の写 (添付書類を含む。ただし、機構への提出書類と重複する書類を除く。)
※ (認定後) 認定通知書の写 (添付書類を含む。ただし、機構への提出書類と重複する書類を除く。)
- (2) 既に「特定船舶導入計画」の認定申請をおこなっており、認定待ちである
【添付書類】 認定申請書の写 (添付書類を含む。ただし、機構への提出書類と重複する書類を除く。)
※ (認定後) 認定通知書の写 (添付書類を含む。ただし、機構への提出書類と重複する書類を除く。)
- (3) 既に認定された「特定船舶導入計画」がある
【添付書類】 認定通知書の写 (添付書類を含む。ただし、機構への提出書類と重複する書類を除く。)
※ 計画を変更した場合は、変更の認定通知書の写 (添付書類を含む。ただし、機構への提出書類と重複する書類を除く。)

3. 機構分担割合の上限加算の希望

- 機構分担割合の上限加算を希望する
希望する機構分担割合 (%)
※ 政策要件と合わせた機構分担割合をご記入ください。

- (注) 1. 「特定船舶導入計画」の認定申請にあたっては、建造工事請負契約の締結が必要となります。建造工事請負契約締結後、速やかに国土交通省へ認定申請をお願いします。なお、共有建造申込事業者及び建造予定造船所の二者での建造工事請負契約でも認定申請は可能ですが、機構も含めた三者での建造工事請負契約 (機構所定の様式を使用します) 締結後に変更認定申請が必要となります。
2. 「特定船舶導入計画」の認定後、竣工時までには認定取消しがあった場合は、機構分担割合の上限加算、基準利率からの軽減は適用されません。
3. 「特定船舶導入計画」の認定がされなかった場合、建造決定後に他の上乗せ要件へ変更することはできません。
4. 「特定船舶導入計画」の認定申請にあたっての事前相談等につきましては、国土交通省海事局 総務課企画室 (電話番号: 03-5253-8605) へご相談ください。

支援確約書

第 号
令和 年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長 殿

(地方公共団体の長) (印)

～ 航路の就航船の代替建造に際しての支援体制について

今般、貴機構と（事業者名）で共同建造を予定している旅客船（ 総トン型、船種）は、（地方公共団体名）の離島である 港と 港を結ぶ唯一の交通機関として島民及び生活物資の輸送を担う航路に使用するものであり、島民の安全運航の確保及び輸送サービスの向上を図るためには必要不可欠な船舶であると認識しており、当該船舶の共同建造に際し、下記の支援を行うことを確約する。

記

- 1.（事業者名）による ～ 航路の航路事業の維持・継続について、（地方公共団体名）としてできる限りの指導・支援を行う。
- 2.（事業者名）に対する離島航路整備法に基づく離島航路運営費等補助金が、競合等により打ち切られ、共有船の船舶使用料等の支払に支障をきたす、又はその恐れがある場合には、（地方公共団体名）が当該共有船を用船する等、機構に対する船舶使用料等の支払に支障を来たさない有効な手段を講じる。

以上